

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和6年3月14日

札幌市長 秋元克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険施設指導係
(電話011-211-2972、FAX218-5117)

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 令和6年度有料老人ホームの届出受理事務委託業務
- (2) 調達案件の仕様等 業務仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 入札方法 予定総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「その他サービス業」、小分類「他に分類されないサービス」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日付財政局理事決裁。）の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 老人福祉法第29条に基づく有料老人ホームの届出を受理する業務又は当該業務と類似する事業を本市又は他の自治体で行った経験がある等により、福祉行政の届出の知識及び技術が蓄積されていること。
- (6) 届出受理事務以外の業務を行っていて、その業務を行うことによって届出受理事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと（有料老人ホーム事業に係る運営（これに係る企画、建設等を含む。）に携わらない者及びそのおそれがない者であること）。
- (7) 札幌市内に届出受理事務を行うことのできる事務所を有することができること。
- (8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）

て有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 詳細は入札説明書による。

(9) 本業務は、札幌市議会において令和6年度予算案が可決された場合に執行する。